

第4章 歴史文化保存活用区域の位置及び範囲

1 歴史文化保存活用区域の設定

歴史文化保存活用区域は、「関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を文化的な空間として創出するための計画区域」である。

そこで、尾道市の文化財をその周辺環境を含め一体的に保存・活用するため、文化財の集積する区域を中心に、以下のように歴史文化保存活用区域を設定する。

<歴史文化保存活用区域の設定の基本的な考え方（基準）>

- 全体テーマに基づいていること
- 関連文化財群の価値が広がる範囲で、文化財が相対的に集積している区域及びその周辺
- 上記区域において、文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる場合
- 市街地・集落地を含んでいる区域または近接している区域(住民等による日常的な保存管理等に対応)

上記の基本的な考え方から、区域については、原則として明確な区分線は設けず、ゾーンの的な設定とする。ただし、明確な範囲の指定が可能な場合、あるいは法制度・事業の導入などから、その必要性のあるものについては、明確に歴史文化保存活用区域として範囲の設定を行う。

表 4-1 歴史文化保存活用区域の基本的な考え方と主な文化財（1／2）

区域の名称 区域設定の視点と特色	意義・役割 (文化財の保存・活用の方向)	主な文化財
尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域 ○中世からの港町の繁栄と営みを色濃く残す区域 ○寺院を中心に国宝・重要文化財などが集積する区域 ○港町の歴史的な建造物と路地、数多くの寺院が点在する斜面市街地が織りなす文化的景観 ○国の重要文化財などの存在 <関連文化財群> <ul style="list-style-type: none"> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化 	中世からの港町の繁栄と営みを色濃く残し、国宝をはじめ数多くの文化財が存在する市街地の特色を踏まえ、有形無形の文化財をその周辺、さらには市街地の広がりの中で一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法 [※] (重点区域)による歴史的風致の維持・向上の候補地。	<ul style="list-style-type: none"> ・浄土寺(本堂、多宝塔)、西國寺(金堂、三重塔)、天寧寺(塔婆)、西郷寺(山門、本堂)、常称寺(本堂、観音堂等)をはじめとした中世寺院群 ・神社 ・和洋折衷住宅 ・雁木 ・路地、坂、石垣 ・歴史的景観 ・年中行事 ・食文化

※歴史まちづくり法

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

表 4-1 歴史文化保存活用区域の基本的な考え方と主な文化財（2 / 2）

区域の名称 区域設定の視点と特色	意義・役割 （文化財の保存・活用の方向）	主な文化財
瀬戸田・海と島の暮らしの歴史文化保存活用区域		
<関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化		
寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域 ○港町における歴史的な建造物や街並み ○海や島を意識する生活文化 ○国宝や重要文化財などの存在	港町の繁栄を今に伝え、神社仏閣や歴史的な街並み、趣のある路地空間などが息づく港町の特徴を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法(重点区域)による歴史的風致の維持・向上の候補地。	・向上寺三重塔 ・耕三寺 ・住吉神社 ・生口神社 ・その他神社仏閣 ・地藏院 ・茶屋一夢亭 ・俵崎城跡 ・北町の街並みと路地 ・中野の街並み ・石灯籠
塩田の記憶と港町の歴史文化保存活用区域 ○塩田をはじめ海との関わりで形づくられ、発展してきた集落・港町 ○海や島を意識する生活文化 ○国の重要文化財などの存在	塩田をはじめ海と関わり形づくられ、発展してきた集落・港町の特徴を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・光明坊十三重塔 ・光明坊五輪塔 ・御寺のイブキビヤクシン ・石灯籠 ・塩田跡（樋門）
向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域 ○尾道と水道を挟んで位置する立地性 ○海との密接な関わりの中で生まれ、引き継がれてきた民俗芸能をはじめとした生活文化 ○国の重要文化財などの存在 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化	尾道との共通点と固有性・特色を意識できる地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・吉原家住宅 ・三十六苗荒神 ・天満屋浄友の墓 ・五鳥神社 ・須佐之男神社 ・神宮寺 ・西金寺 ・住吉祭の曳舟
浦崎百島・半島と島の歴史文化保存活用区域 ○尾道の港町からは離れた位置にある半島と島の立地性 ○海との密接な関わりの中で生まれ、引き継がれてきた民俗芸能をはじめとした生活文化 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・尾道の生活文化	尾道の港町からは離れた位置にある半島と島の地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・満照院 ・沖の観音 ・浦崎神楽 ・お弓神事
因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域 ○水軍関係の有形無形の文化財の存在 ○数多くの港や海と関わる産業や生活文化の存在 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化	全国的にも希有な水軍関係の文化財が数多く存在し、水軍や海に関わる産業や生活文化が色濃く残る地域の特徴を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・長崎城跡 ・青陰城跡 ・青木城跡 ・因島村上家歴代の墓 ・八幡神社 ・幸崎神社 ・王子塚
御調・街道と山間の暮らしの歴史文化保存活用区域 ○古代山陽道と出雲街道 ○山間における文化財の存在 <関連文化財群> ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・尾道の生活文化	古代山陽道と出雲街道が通り、両者が交差する交通の要衝としての名残を継承しながら、山間の田園地域における有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・神社（神田神社、熊野神社、天満宮、高御調八幡宮） ・寺院 ・出雲街道と街並みの名残 ・旧河内村役場

2 歴史文化保存活用区域の位置

歴史文化保存活用区域の位置は、以下ようになる（次頁の図を参照）。

●尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域

尾道水道を挟んで位置する尾道地区（旧市街を中心とした区域）と向島の景観的なまとまりを有する区域である。

尾道市景観計画において重点地区に位置づけている区域があることから、その範囲を狭義の歴史文化保存活用区域とする。

この区域においては、港町・商都として発展した歴史があるとともに、中世、近世、近代の文化財が重層しながら存在する。また、国宝（浄土寺本堂、多宝塔など）や重要文化財などが、市街地の中に存在し、建造物などは景観を特徴づける役割も担っている。

●瀬戸田・海と島の暮らしの歴史文化保存活用区域

生口島の北側と南側の海辺を中心に、文化財が集積する2つの区域（下記）をつないだものである。

○寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域

○塩田の記憶と港町の歴史文化保存活用区域

この区域のうち前者については、歴史的な街並みが残り、国宝（向上寺三重塔）も存在する。後者については、重要文化財（光明坊十三重塔）や塩田の痕跡などがあり、南向きに広がる伸びやかな環境の中に、歴史文化の風情を醸し出している。また、柑橘畑が市街地や集落の背後などの斜面地に広がり、景観を特徴づけている。

●向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域

向島を中心に一体的に存在する岩子島を含む区域である。

この区域においては、重要文化財（吉原家住宅）などがあるとともに、亀森八幡宮オハキ神事や岩子島巖島神社管弦祭など多くの民俗芸能が伝えられている。また、柑橘畑が島の南面を中心に広がり、景観を特徴づけている。

●浦崎百島・半島と島の歴史文化保存活用区域

尾道市の東側の浦崎半島と百島からなる区域である。

この区域においては、漁港・港湾を中心に集落が形づくられ、多数の民俗芸能が伝えられている。また、柑橘畑が集落の背後などの斜面地に広がり、景観を特徴づけている。

●因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域

因島を中心とした区域である。

この区域においては、城跡をはじめ水軍に関わる文化財が島全体にわたって存在するとともに、灯台や造船に関わる建造物など近代化遺産が多数残されている。また、柑橘畑が市街地や集落の背後などの斜面地に広がり、景観を特徴づけている。

●御調・街道と山間の暮らしの歴史文化保存活用区域

御調地域の古代山陽道（推定）と出雲街道の結節点付近を中心とした区域である。

この区域においては、盆地状の地形の中に田園が広がり、古代山陽道と出雲街道の結節点付近には市街地が形成され、石造物などの文化財が多数残されている。また、みあがりおどりなどの民俗芸能も伝えられている。

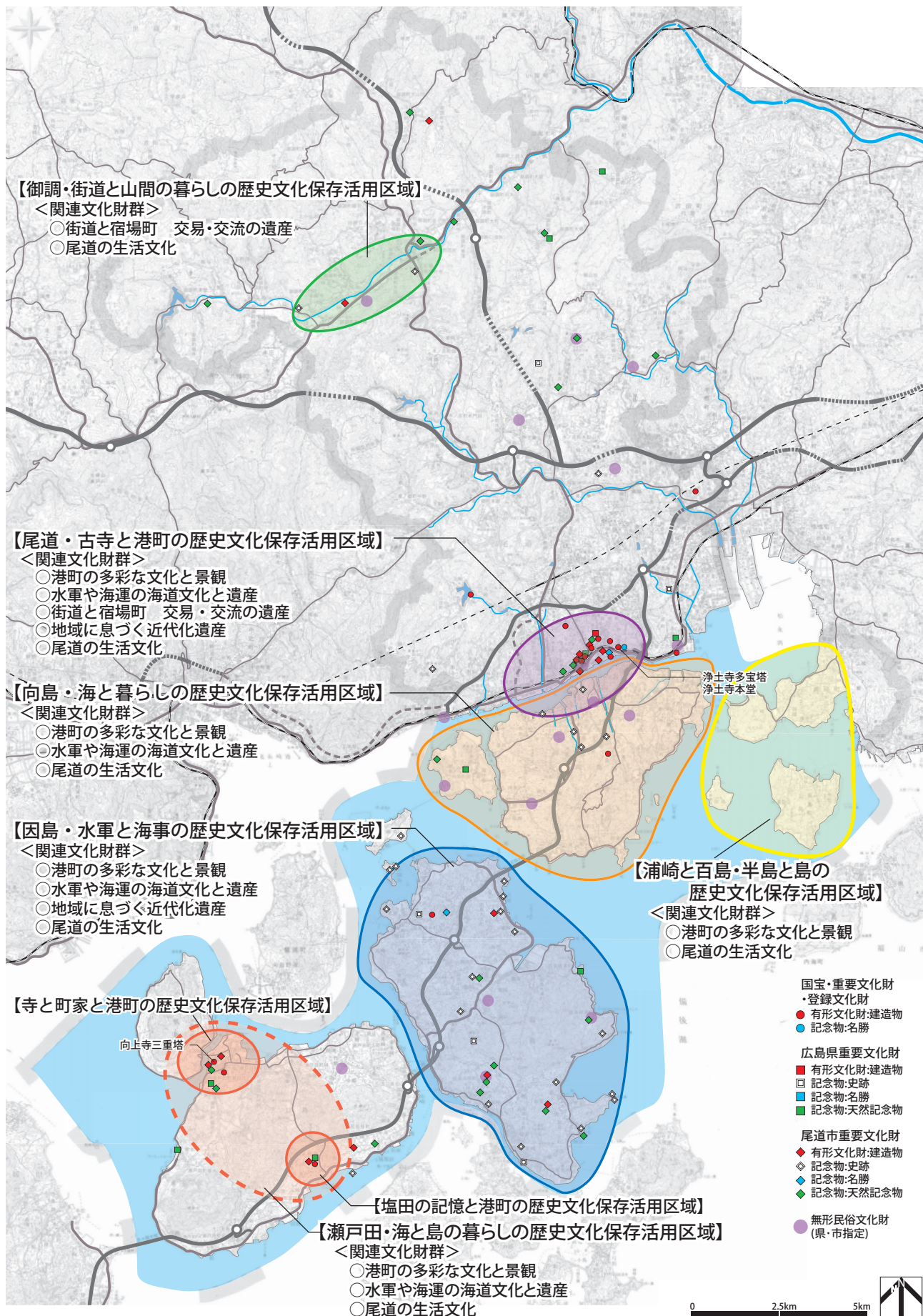


図 4-1 尾道市における歴史文化保存活用区域と関連文化財群との関わり

3 歴史文化保存活用区域の範囲

(1) 尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域

「尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域」には、中世・近世の文化財が多数存在する特徴的な市街地があり、また、尾道水道を挟んで尾道地区（旧市街を中心とした区域）と向島が一体的な景観を構成していることから、景観面からまとまりのある区域が設定できる。

また、景観条例と連動して文化財の保存・活用と「心に残る尾道の景観づくり」を進めていくため、尾道市景観計画で設定している重点区域とほぼ同様の範囲を、狭義の歴史文化保存活用区域とする。

さらに、本構想に基づく歴史文化を生かしたまちづくりを進めるにあたっては、歴史的風致の維持・向上を目的とした歴史まちづくり法との連携を図ることが有効であり、当該区域にはその要件である国指定の重要文化財等が存在することから、歴史まちづくり法の重点区域の対象（候補地）とする。

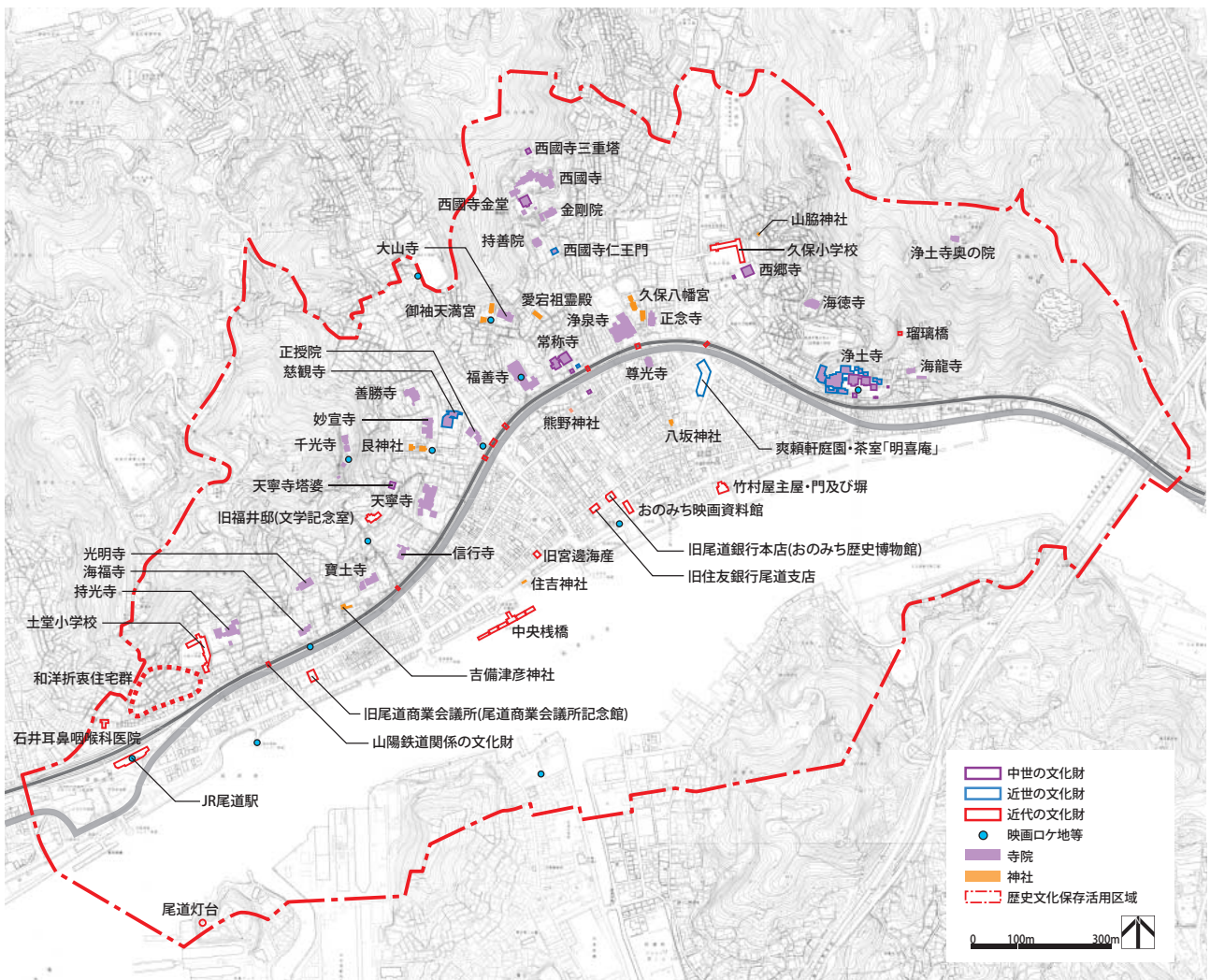


図 4-2 尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域（狭義の区域）



浄土寺多宝塔（国宝）と阿弥陀堂（重要文化財）



西國寺仁王門（広島県重要文化財）



西郷寺本堂（重要文化財）



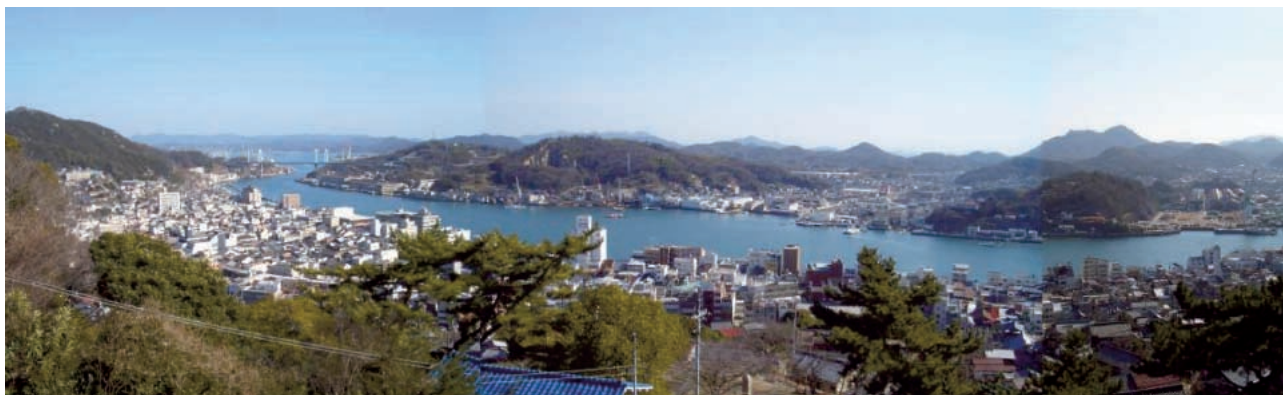
常称寺本堂（重要文化財）



坂のまち・尾道



斜面地の和洋折衷住宅群



千光寺付近からの尾道・向島の眺望

(2) 瀬戸田・海と島と暮らしの歴史文化保存活用区域

「瀬戸田・海と島と暮らしの歴史文化保存活用区域」は、生口島の北側と南側の沿岸部を中心に文化財が集積する2つの区域をつないだものであり、それぞれに特色を持つ区域を関連づけて一体的に保存・活用することを意図している。

また、北側の「寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域」は、瀬戸田地区（瀬戸田港を中心とした区域）と中野地区に文化財が集積しており、景観面や土地利用面からまとまりのある区域が設定できる。このうち前者の瀬戸田地区を西重点区域（狭義の区域）、後者の中野地区を東重点区域（同）と位置づける。

さらに、瀬戸田地区については、前述の「尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域」と同じように、景観条例との連動を図るため、尾道市景観計画で設定している重点区域とほぼ同様の範囲とする。

加えて、向上寺三重塔（国宝）が存在することから、「尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域」で記しているように、歴史まちづくり法の重点区域の対象（候補地）とする。

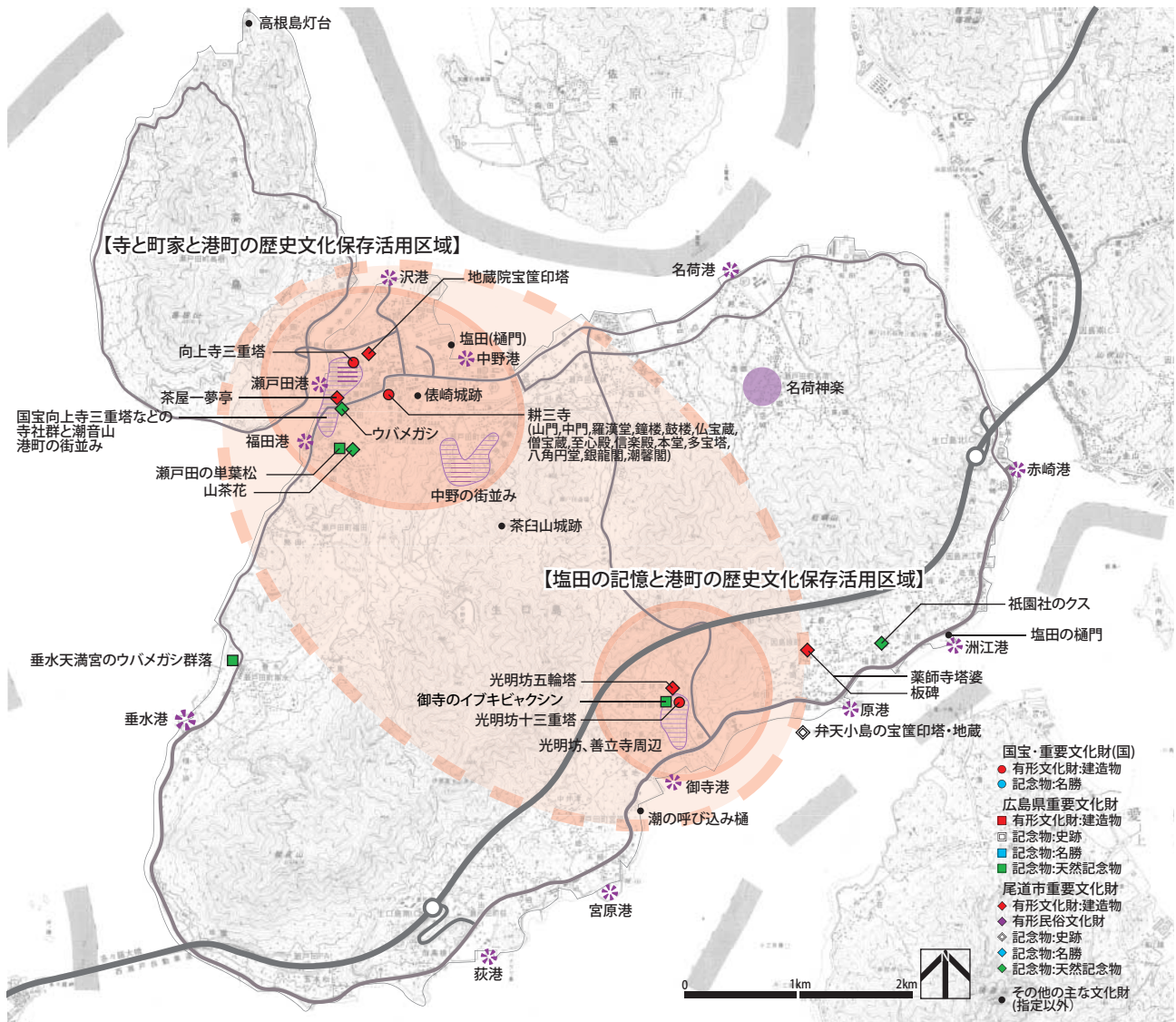


図 4-3 瀬戸田・海と島と暮らしの歴史文化保存活用区域

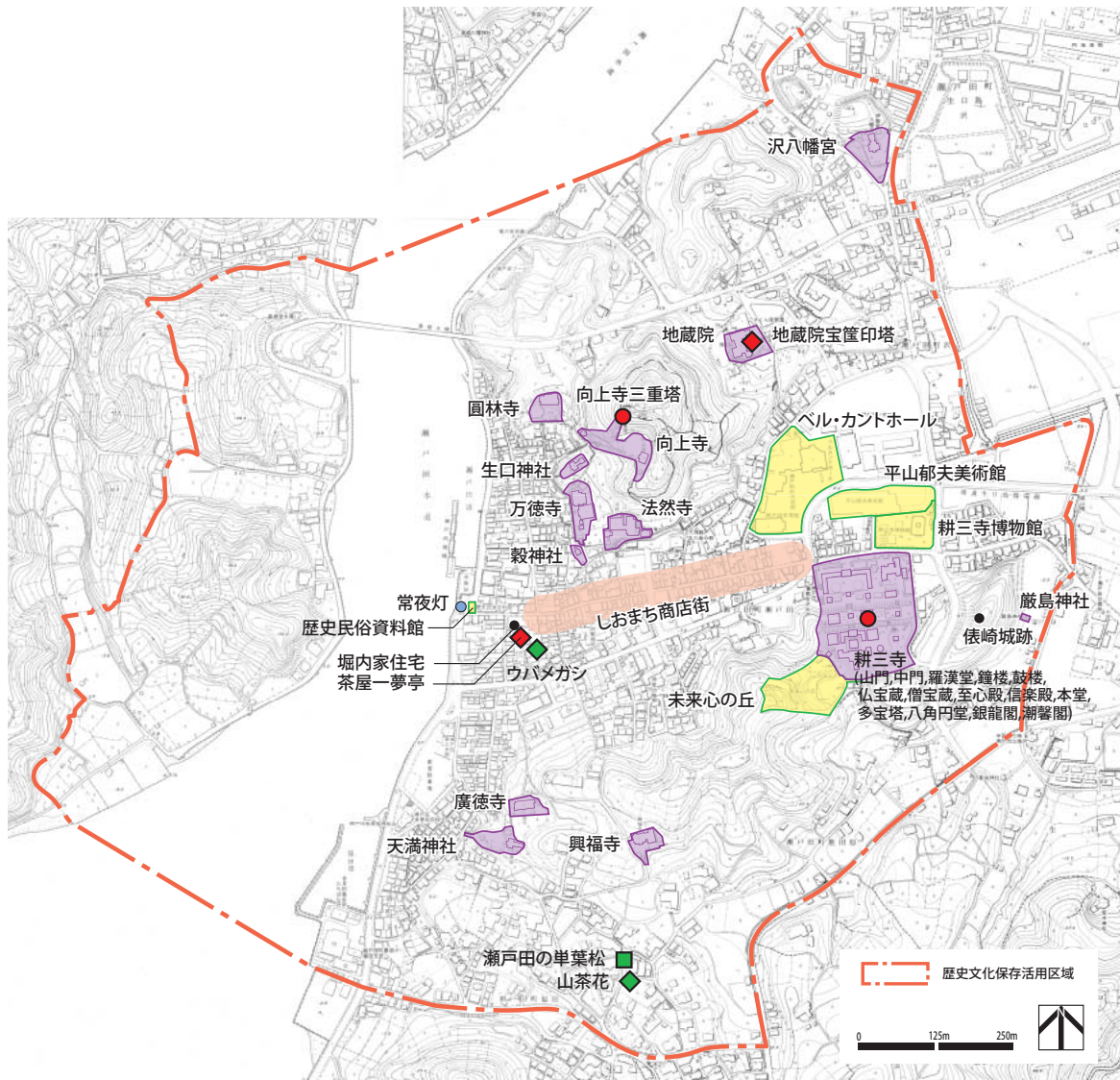


図 4-4 寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域・西重点区域（狭義の区域：瀬戸田地区）

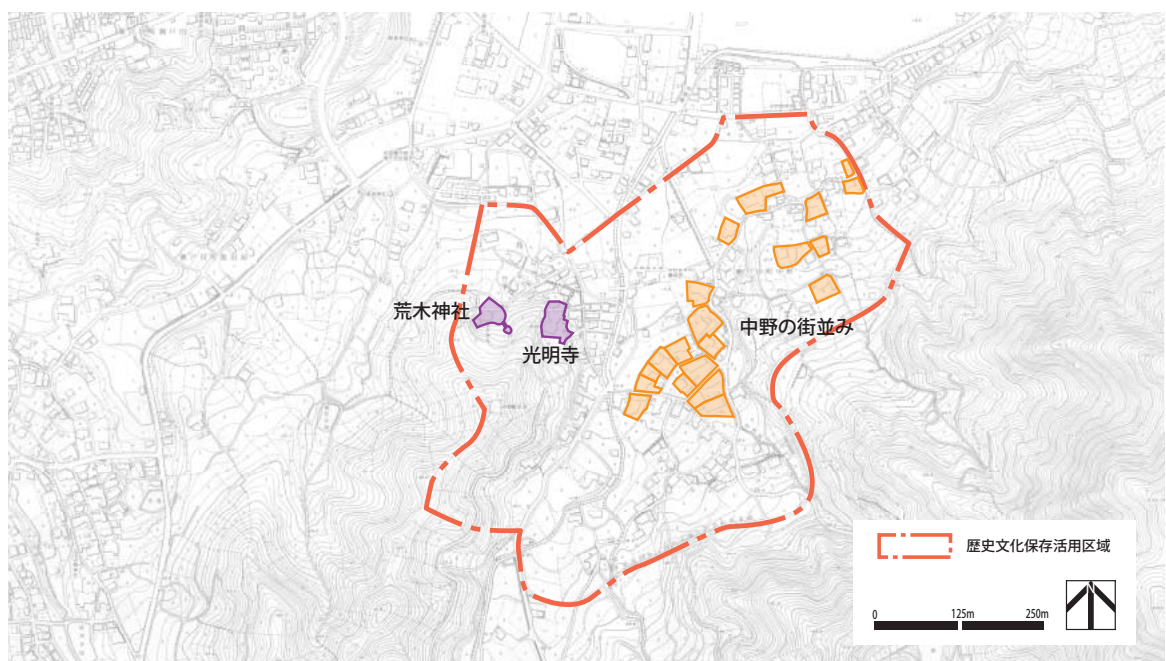


図 4-5 寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域・東重点区域（狭義の区域：中野地区）

(3) 向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域

「向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域」は、向島を中心に瀬戸内の数多くの民俗芸能が継承されているまとまりのある区域であり、向島と一体的に存在する岩子島を含む。

区域については、文化財の価値の及ぶ範囲や景観的な一体性は、島全体と捉えることができることから、2つの島を中心にゾーンとして設定している。



吉原家住宅主屋（重要文化財）

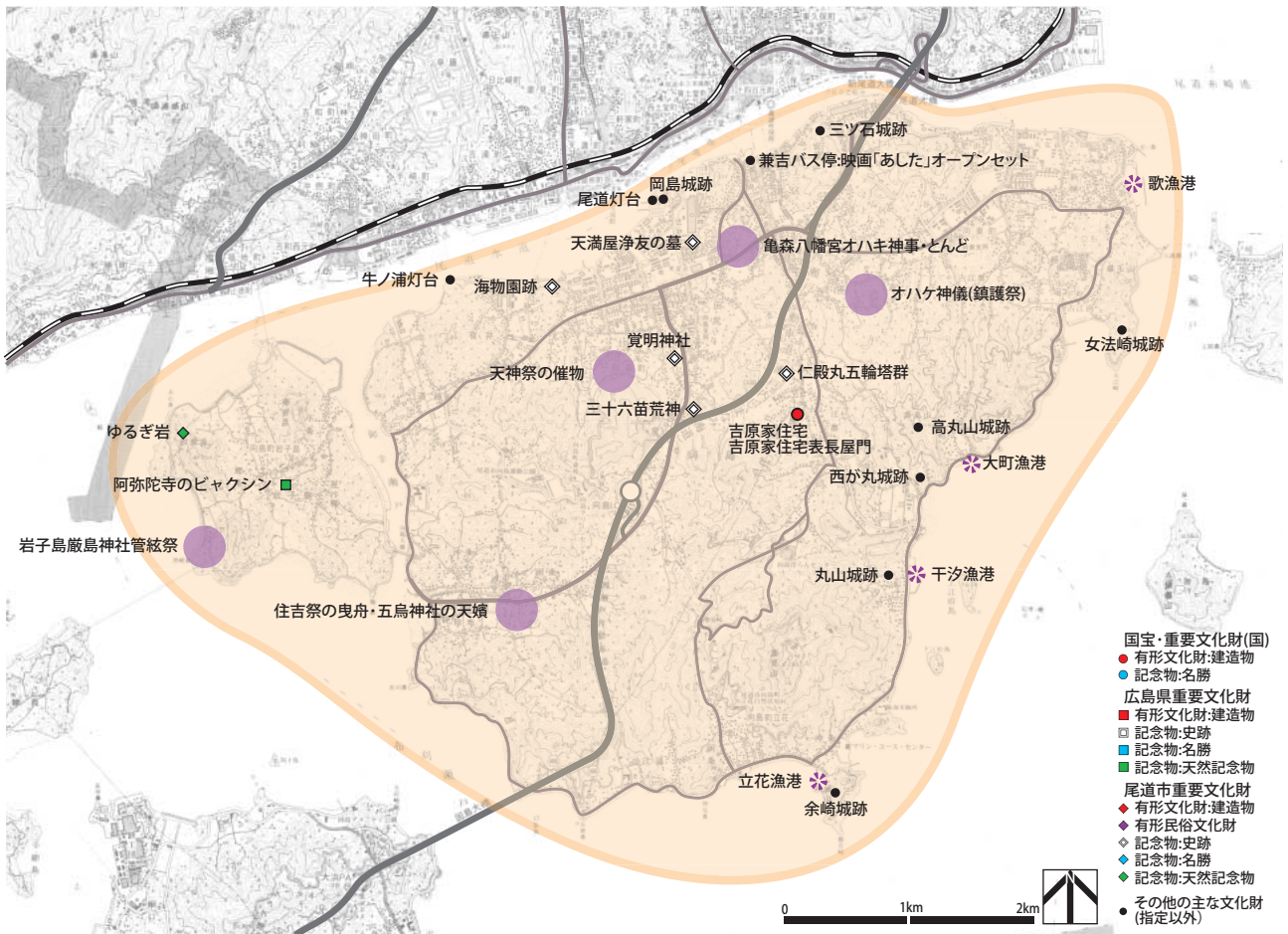


図 4-6 向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域

(4) 浦崎と百島・半島と島の歴史文化保存活用区域

「浦崎と百島・半島と島の歴史文化保存活用区域」は、尾道市の東側の半島と島からなり、瀬戸内の数多くの民俗芸能などが継承されているまとまりのある区域である。

また、半島と島の特徴的な景観を備えている。

区域については、浦崎、百島、加島を中心としたゾーンとして設定している。

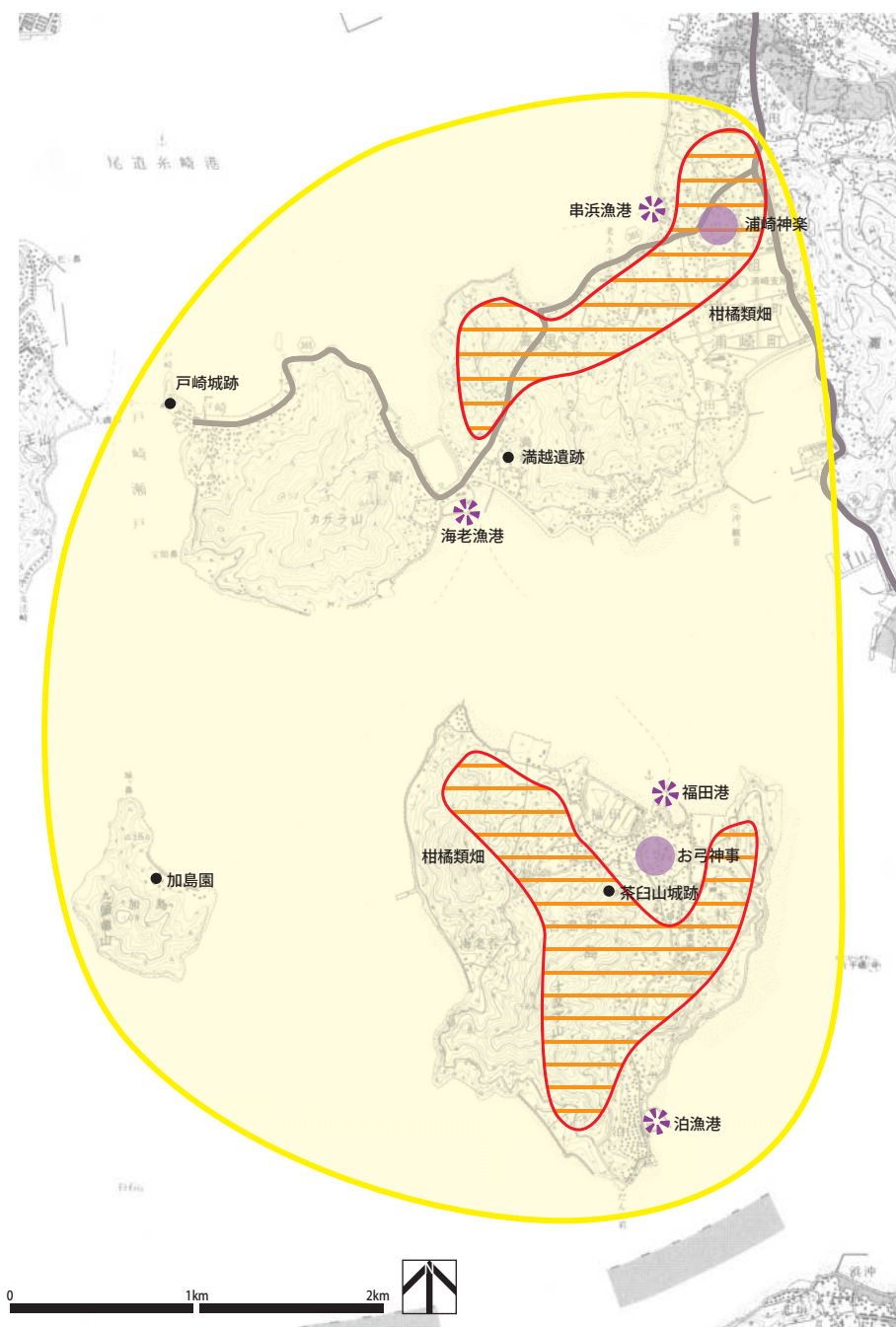


図 4-7 浦崎と百島・半島と島の歴史文化保存活用区域

(5) 因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域

「因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域」は、かつて水軍の拠点であり、城跡などの文化財が数多く存在する因島を中心とした区域である。

また、数多くの歴史的な港があり、近現代においては造船業で反映した地域であり、近代化遺産も多数存在する。

区域については、因島を中心に細島などを含めたゾーンとして設定している。



白滝山の石仏群



地藏石（鼻の地藏）



大浜埼灯台

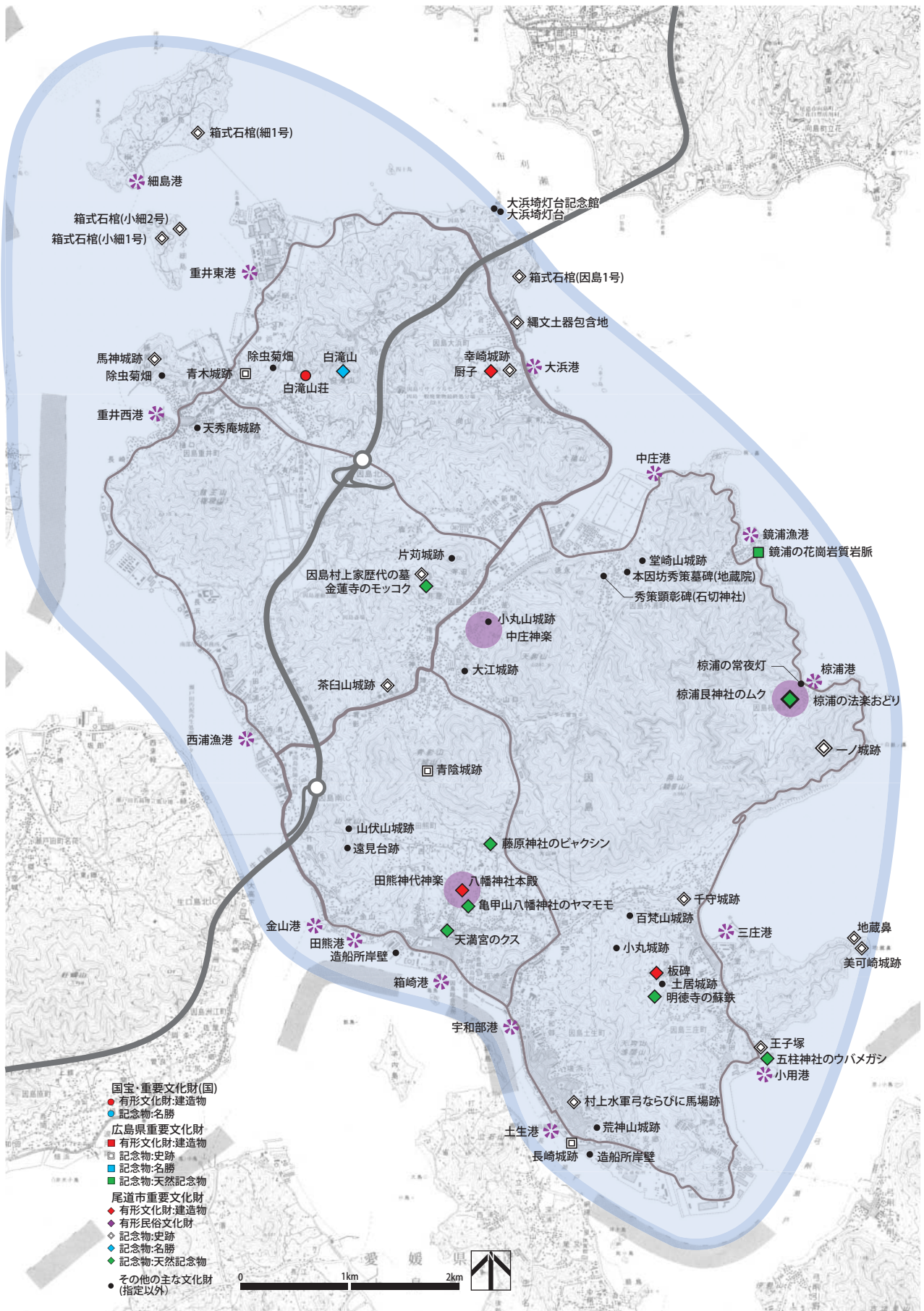


図 4-8 因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域

